

令和 8 年 3 月 9 日

東日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社

有料道路における障害者割引制度の見直しについて ～親権者等の ETC カードの登録を可能とする年齢範囲を変更します～

有料道路における障害者割引は、通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路をご利用される障害者の方の自立と社会経済活動への参加を支援するため、全国の有料道路事業者において統一的に実施しています。

ETC 無線通行による本割引の適用に当たっては、本人名義の ETC カードを事前登録することを要件としておりますが、未成年で重度の障害をお持ちの方で本人以外の運転による本割引の適用を受け、かつ、本人運転による本割引の適用を受けない場合に限り、親権者又は法定後見人名義の ETC カードの登録が可能となっています。

他方、令和 4 年 4 月施行の「民法の一部を改正する法律」により成年年齢が 18 歳に引き下げられたものの、依然として、クレジットカード会社の発行要件により、成年年齢に達していても高校生であることを理由に、ETC カードが発行されないという状況が多くみられるところで

す。このような状況を踏まえ、親権者その他の法定代理人等名義の ETC カードの登録を可能とする年齢範囲の変更を行います。

1 変更日 令和 8 年 4 月 1 日（水）

※令和 8 年 4 月 1 日（水）以降に申請するものが対象となります。

2 変更概要（詳細は別紙のとおり）

- ・ ETC 無線通行により本割引の適用を受けようとする場合、障害者本人名義以外の ETC カードの登録を可能とする範囲を対象障害者が 18 歳未満の場合から 20 歳未満の場合に変更します。
- ・ 本変更後に本人以外で登録可能な名義は、親権者若しくは親権者に準ずる方（対象障害者が成年に達する誕生日の前日にこれらのいずれかに該当していた方を含む。）又は未成年後見人（対象障害者が成年に達する誕生日の前日にこれに該当していた方を含む。）、成年後見人、保佐人若しくは補助人とします。

3 注意事項

- ・ 本措置の適用対象は、従前と同様に、重度の障害をお持ちの方であり、本人以外の運転により割引適用を受け、かつ、本人運転による割引適用を受けない場合に限りです。
- ・ 本人以外の名義の ETC カードを利用する場合で、手帳に記載されている割引有効期限が当該障害者の方の 20 歳に達する誕生日を超えて設定されている場合は、20 歳に達する誕生日までが ETC 割引有効期限となります。

- ・この場合で、20歳に達する誕生日後も引き続きETCでの本割引の適用を受けようとする場合は、本人名義のETCカードに切り替えの上、再度ETC利用申請を行っていただく必要があります。

【お問い合わせ先（お客さま専用）】

NEXCO東日本お客さまセンター（24時間）

TEL 0570-024-024（通話料有料） または TEL 03-5308-2424（通話料有料）

メール <https://www.e-nexco.co.jp/contact/contact.html>

NEXCO中日本お客さまセンター（24時間）

TEL 0120-922-229（フリーダイヤル）

フリーダイヤルをご利用になれない場合は TEL 052-223-0333（通話料有料）

メール <https://highwaypost.c-nexco.co.jp/sys/inquiry/entry/agree>

NEXCO西日本お客さまセンター（24時間）

TEL 0120-924-863（フリーダイヤル）

フリーダイヤルをご利用になれない場合は TEL 06-6876-9031（通話料有料）

メール <https://www.w-nexco.co.jp/inquiry/agreement/>

首都高お客さまセンター（24時間）

TEL 03-6667-5855（通話料有料）

メール <https://shutoko.my.site.com/inquiry/s/>

阪神高速お客さまセンター（24時間）

TEL 06-6576-1484（通話料有料）

メール <https://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/otoiawase/contact.php>

J本四高速 お客さま窓口（9:00～17:30）

TEL 078-291-1033（通話料有料）

メール https://www.jb-honshi.co.jp/customer_index/contact/